

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガンビア	食糧増産援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	170,000千円 H15.1.29まで	H14.1.30 ダカール (セネガル) (同日)	日本側 古屋昭彦在ガンビ ア大使 ガンビア側 バイ・ウスマ ン・セツカ在セネガル ガンビア高等弁務官	H14.7.8 287号
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	210,000千円 H16.3.31まで	H15.4.14 バンジュ ールで (同日)	日本側 中島明在ガンビ ア大使 ガンビア側 バブカール・ ブレーヌ・イスマイラ・ ジャニーニョ外務大臣	H16.6.11 253号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ガンビアとの無償資金協力取極一覧